

# 第一中学校いじめ防止基本方針【概要版】

## 1. いじめの定義と基本姿勢

- **定義の徹底:** いじめは、心理的・物理的な影響を与える行為で、対象生徒が「心身の苦痛」を感じているものを指します。場所は学校の内外を問いません。
- **判断基準:** 教師側の主観ではなく、「いじめられた生徒の立場」に立って判断します。本人が苦痛を訴えていなくても、人権意識を欠く言動であればいじめと認知します。
- **基本認識:** いじめは「どの学級、どの生徒にも起こりうる」という認識に立ち、「絶対に許されない」という指導を徹底します。

## 2. 校内体制と組織的対応

- **学校いじめ対策委員会:** 校長を筆頭に、管理職、学年主任、SC（スクールカウンセラー）等で構成される中核組織です。
- **早期共有:** どんな小さな事案でも一人で抱え込まず、即座に「対策委員会」に報告し、全教職員で情報を共有します。
- **定期的な開催:** 原則として毎週定例会を開き、事案の現状と対応策を確認します。

## 3. 未然防止と早期発見の具体的取組

- **未然防止:** 年3回以上の「いじめに関する授業」の実施や、ストレスマネジメント指導を行います。
- **早期発見のアンケート:** 年4回（1年生は5回）の定期アンケートを実施します。
- **「いじめのサイン」の把握:** チェックシートを活用し、表情・態度、身体・服装、持ち物、言動の変化を鋭く捉えます。
- **相談しやすい環境:** 「挨拶プラス一言運動」や「いつでも誰にでも相談週間」を通じ、教師と生徒の信頼関係を構築します。

## 4. 事案発生時の対応手順

- **即刻対応:** 「いじめかどうか」ではなく、「いじめではないか」と思った時点で対応を開始します。
- **被害生徒の保護:** 安全確保を最優先し、「最後まで守り通す」ことを約束して心に寄り添

います。

- **加害生徒への指導:** 毅然とした態度で事実を確認し、いじめをやめさせます。
- **保護者への連携:** 被害・加害双方の保護者に迅速に連絡し、学校の方針への理解と協力を求めます。

## 5. ネット上のいじめへの対応

- **証拠の保存:** 不適切な書き込みを発見した際は、URLを控え、プリントアウトや写真撮影で内容を保存します。
- **削除依頼:** 学校のパソコン・メールアドレスを使用し、掲示板管理者やプロバイダに削除を依頼します。
- **情報モラル教育:** 生徒が被害者にも加害者にもならないよう、SNSの利用マナーやリスクについて継続的に指導します。

## 6. 重大事態への対応

- **重大事態の判断:** 生命・心身・財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または年間30日を目安とした欠席（不登校）が生じた場合は、速やかに調査組織を設け、事実関係を明確にします。
- **報告義務:** 重大事態が発生した際は、速やかに青梅市教育委員会へ報告します。